

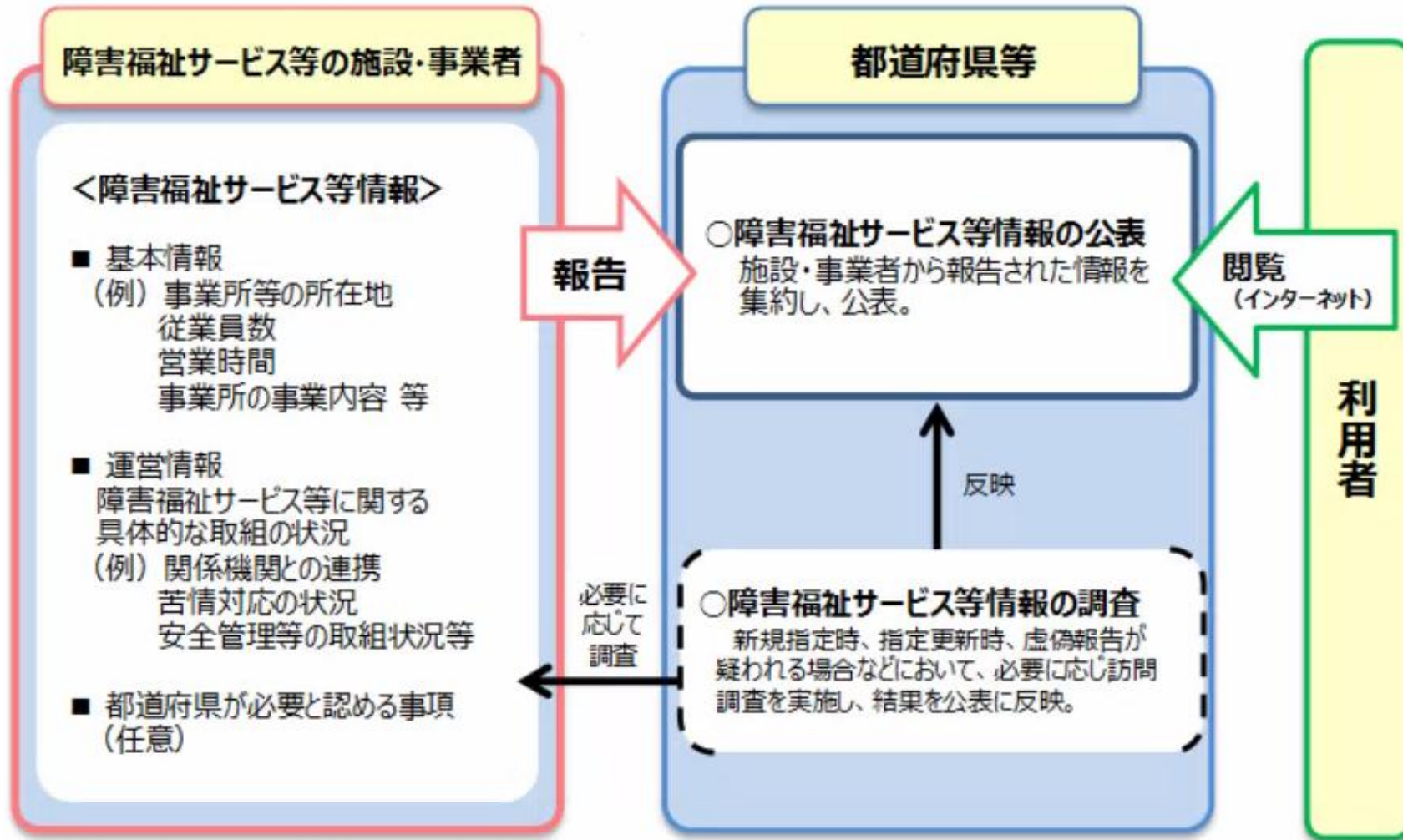
### 3. 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」について

- 経営情報の報告について（R7.8月～）
- 報告方法・報告単位・報告期限等について
- システムへの入力について
- よくある質問について



# 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

○ 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。



毎年度、7月末までに4月1日時点の情報を情報公表システム(WAMNET)を利用して県へ報告



# 障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

## 令和7年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まりました！

### 1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。

障害福祉サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 <b>令和8年3月末まで</b>

## 2. 【見直し】 障害福祉サービス等情報公表制度の見直し

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の障害福祉サービス等事業者の選択に役立つよう、事業者には障害福祉サービス等情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、障害福祉サービス経営の健全性等の情報を提供するため、障害福祉サービス等事業者の皆さまには、**職員の一人あたり賃金の報告**にご協力をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

## 報告方法・報告単位等について

報告方法	(独) 福祉医療機構が運営する情報公表システム (WAMNET) を利用し、直接入力
報告対象	原則、すべての障害福祉サービス事業者等
報告単位	原則、サービス単位で報告
報告期限	毎会計年度終了後、3か月以内 ※ 令和6年度決算情報は、令和8年3月末までに報告 ※ 令和7年度決算情報は、令和8年4月から入力可能
(減算)	毎年度、報告期限までに経営情報の報告がない場合は、 <b>未報告減算の対象</b> 例：令和8年3月末日までに報告がなされなかった事業所は、報告の時点 (令和8年4月1日) に遡って減算の対象
報告事項	① 基本情報 (法人番号、会計年度、決算月、会計期間、法人が採用する会計基準等) ② 事業所又は施設の収益及び費用の内容 ③ 職種別の職員数・職員給与の状況

報告期限の例 令和6年度決算情報（会計年度の始期 R6.1～12月） → 令和8年3月末まで  
 令和7年度決算情報（会計年度の始期 R7.1～12月） → 会計年度終了後3月以内

	会計期間	R8年度													
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
令和6年度決算情報	R6.1月～R6.12月（12月決算）	報告期限：3月末 ←→													
	R6.4月～R7.3月（3月決算）														
	R6.7月～R7.6月（6月決算）														
	R6.10月～R7.9月（9月決算）														
	R6.12月～R7.11月（11月決算）														
令和7年度決算情報	R7.1月～R7.12月（12月決算）	報告期限：3月末 ←→													
	R7.4月～R8.3月（3月決算）				報告期限：6月末 ←→										
	R7.7月～R8.6月（6月決算）							報告期限：9月末 ←→							
	R7.10月～R8.9月（9月決算）										報告期限：12月末 ←→				

報告期限の例 令和6年度決算情報（会計年度の始期 R6.1～12月） → 令和8年3月末まで  
 令和7年度決算情報（会計年度の始期 R7.1～12月） → 会計年度終了後3月以内

	会計期間	令和7年度				令和8年度							
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和6年度決算情報	R6.1月～R6.12月 (12月決算)	①報告期限：3月末 ←→				注意事項 ①令和6年度決算情報の報告は、令和8年3月末までに入力してください。 ②12月決算、1月決算、2月決算の事業所においては、令和7年度決算情報の報告を令和8年4月～6月の間に入力してください。							
	R6.4月～R7.3月 (3月決算)												
	R6.7月～R7.6月 (6月決算)												
	R6.10月～R7.9月 (9月決算)												
	R6.12月～R7.11月 (11月決算)												
令和7年度決算情報	R7.1月～R7.12月 (12月決算) R7.2月～R8.1月 (1月決算) R7.3月～R8.2月 (2月決算)					②報告期限：6月末 ←→							
	R7.4月～R8.3月 (3月決算)					報告期限：6月末 ←→							
	R7.7月～R8.6月 (6月決算)									報告期限：9月末 ←→			
	R7.10月～R8.9月 (9月決算)									報告期限：12月末 ←→			



# 障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)への入力

システムへの経営情報の入力にあたっては、以下の説明資料を参考にしてください。

掲載先：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001530140.pdf>

2025年度

## 障害福祉サービス等情報公表システム 説明会資料

## 4. 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

報告する経営情報における基本情報を入力します。

### 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

法人番号	111111
会計年度	2024 年度
決算月 <small>必須</small>	3月
会計期間 <small>必須</small>	(自) 2024/04/01 (至) 2025/03/31
法人等の採用している会計基準 <small>必須</small>	?
消費税の経理方式 <small>必須</small>	?

事業所の決算月について、「1月～12月」の選択肢から1つ選択してください。

原則として報告年度の4月～翌年3月の期間を指しますが、法人の決算期がこれと異なる場合、該当の決算期を記入してください。

当該サービスが属する会計の区分について、次の選択肢から1つ選択してください。

- ・社会福祉法人会計
- ・病院会計
- ・企業会計、NPO会計、その他の会計

経営情報の消費税の経理方式について、「税抜入力」「税込入力」を選択してください。なお、各支出項目において消費税等が別途計上されている場合、原則「税込入力」を選択してください。

※表示データはサンプルであり、実際のデータではありません。

### <報告対象サービスが共同生活援助の場合>

事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	
法人番号	111111
会計年度	2024 年度
決算月 <small>必須</small>	3月
会計期間 <small>必須</small>	(自) 2024/04/01 (至) 2025/03/31
法人等の採用している会計基準 <small>必須</small>	?
消費税の経理方式 <small>必須</small>	?
サービスの種類 <small>必須</small>	共同生活援助 (介護サービス包括型) 共同生活援助 (日中サービス支援型) 共同生活援助 (外部サービス利用型)
職種別の職員数・職員給与の状況	
入力単位 <small>必須</small>	

報告対象サービスが共同生活援助の場合、サービスの種類について、次の選択肢から1つ選択してください

- ・共同生活援助 (介護サービス包括型)
- ・共同生活援助 (日中サービス支援型)
- ・共同生活援助 (外部サービス利用型)

## 6-1. 事業所又は施設の収益及び費用の内容

会計の区分状況を選択します。

事業所又は施設の収益及び費用の内容

会計区分状況: 単独会計

会計期間: (自) 2024/04/01 (至) 2025/03/31

科目	区分
1. 障害福祉サービス事業収益	単
うち自立支援給付費等収益	
うち利用者負担金等収益	
2. 障害福祉サービス事業費用	単
人件費	単
3. 雑収益	
3-1 雑収益	
3-2 雑収益	
3-3 雑収益	
3-4 雑収益	
3-5 雑収益	
3-6 雑収益	
3-7 雑収益	
3-8 雑収益	
3-9 雑収益	
3-10 雑収益	
3-11 雑収益	
3-12 雑収益	
3-13 雑収益	
3-14 雑収益	
3-15 雑収益	
3-16 雑収益	
3-17 雑収益	
3-18 雑収益	
3-19 雑収益	
3-20 雑収益	
3-21 雑収益	
3-22 雑収益	
3-23 雑収益	
3-24 雑収益	
3-25 雑収益	
3-26 雑収益	
3-27 雑収益	
3-28 雑収益	
3-29 雑収益	
3-30 雑収益	
3-31 雑収益	
3-32 雑収益	
3-33 雑収益	
3-34 雑収益	
3-35 雑収益	
3-36 雑収益	
3-37 雑収益	
3-38 雑収益	
3-39 雑収益	
3-40 雑収益	
3-41 雑収益	
3-42 雑収益	
3-43 雑収益	
3-44 雑収益	
3-45 雑収益	
3-46 雑収益	
3-47 雑収益	
3-48 雑収益	
3-49 雑収益	
3-50 雑収益	
3-51 雑収益	
3-52 雑収益	
3-53 雑収益	
3-54 雑収益	
3-55 雑収益	
3-56 雑収益	
3-57 雑収益	
3-58 雑収益	
3-59 雑収益	
3-60 雑収益	
3-61 雑収益	
3-62 雑収益	
3-63 雑収益	
3-64 雑収益	
3-65 雑収益	
3-66 雑収益	
3-67 雑収益	
3-68 雑収益	
3-69 雑収益	
3-70 雑収益	
3-71 雑収益	
3-72 雑収益	
3-73 雑収益	
3-74 雑収益	
3-75 雑収益	
3-76 雑収益	
3-77 雑収益	
3-78 雑収益	
3-79 雑収益	
3-80 雑収益	
3-81 雑収益	
3-82 雑収益	
3-83 雑収益	
3-84 雑収益	
3-85 雑収益	
3-86 雑収益	
3-87 雑収益	
3-88 雑収益	
3-89 雑収益	
3-90 雑収益	
3-91 雑収益	
3-92 雑収益	
3-93 雑収益	
3-94 雑収益	
3-95 雑収益	
3-96 雑収益	
3-97 雑収益	
3-98 雑収益	
3-99 雑収益	
3-100 雑収益	

### 事業所又は施設の収益及び費用の内容

会計の区分状況 **必須**

会計期間

単独会計

(自) 2024/04/01

(至) 2025/03/31

単独会計

単独会計

一体会計(事業所単位)

一体会計(法人単位)

「事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報」の会計期間の入力をもとに自動表示されます。

1. 障害福祉サービス等

うち自立支援給付費等

うち利用者負担金等収

2. 障害福祉サービス等

人件費

当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なりますので、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている（当該サービス区分の決算書類を作成している）場合は「単独会計」を、当該サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業所以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）場合は「一体会計（事業所単位）」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）場合は「一体会計（法人単位）」を選択してください。

なお、法人会計でサービス単位ごとに事業活動計算書（損益計算書）を作成されている場合は「単独会計」を選択してください（社会福祉法人で、拠点区分事業活動計算書内訳表などを作成している場合など）。また、サービス単位ごとに事業活動計算書が作成されていない場合は、「一体会計」となりますが、当該サービスの収益（収入）のみ分かるなど、部分的にサービス単位の収益・費用を把握している場合でも部分的な細分化はせず、「一体会計」を選択してください。

加えて、1法人で1サービスのみを実施している場合など、「単独会計」=「一体会計」となる場合は、「単独会計」を選択してください。

※表示データはサンプルであり、実際のデータではありません。